

令和五年七月

令和五年六月文京区議会定例議会議案(二)

文京区

目次

議案第九号	文京シビックセンター区民フロアトイレその他改修機械設備工事請負契約	1頁
議案第十号	訴えの提起について	3頁
議案第十一号	訴えの提起について	5頁

議案第九号

文京シビックセンター区民フロアトイレその他改修機械設備工事請負契約
右の議案を提出する。

令和五年七月三日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター区民フロアトイレその他改修機械設備工事請負契約

文京シビックセンター区民フロアトイレその他改修機械設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンター区民フロアトイレその他改修機械設備工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金二億三千二百十万円
- 四 契約の相手方 酒井・松嶋建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区大塚六丁目十一番十二号

酒井工業株式会社

代表取締役 酒井孝

構成員 東京都文京区本郷四丁目三十五番十四号

松嶋建設工業株式会社

代表取締役 安田洋之

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工 期 契約締結の翌日から令和六年十一月二十九日まで

二 支出科目等 令和五年度 一般会計 総務費 施設管理費

令和六年度 債務負担行為

議案第十号

訴えの提起について
右の議案を提出する。

令和五年七月三日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

訴えの提起について

文京区は、次のとおり訴えを提起する。

一 件名

住宅明渡し等の請求に関する民事訴訟

二 相手方

三 概要

文京区は、文京区立住宅条例を廃止する条例（令和四年十二月文京区条例第三十八号）の施行により廃止した文京区立根津一丁目住宅（以下「本件住宅」という。）に居住する相手方に対し、当該廃止に先立ち、賃貸借契約の解約を申し入れてきたが、相手方から本件住宅の明渡しがされないまま、令和五年三月一日をもって当該賃貸借契約が終了した。

このため、文京区は、相手方に対し、令和五年六月十六日を期限として本件住宅の明渡しを請求したが、相手方は、当該期限を過ぎた後もこれに応じていない。

四 請求の趣旨

- (一) 相手方に対し、本件住宅の明渡しを求めらる。
- (二) 相手方に対し、使用料及び共益費相当額損害金を支払うことを求めらる。
- (三) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- (四) 仮執行の宣言を求めらる。

五 訴訟遂行の方針

訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

(説明)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第十二号の規定により、本案を提出いたします。

議案第十一号

訴えの提起について
右の議案を提出する。

令和五年七月三日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

訴えの提起について

文京区は、次のとおり訴えを提起する。

一 件名

住宅明渡し等の請求に関する民事訴訟

二 相手方

三 概要

文京区は、文京区立住宅条例を廃止する条例（令和四年十二月文京区条例第三十八号）の施行により廃止した文京区立根津一丁目住宅（以下「本件住宅」という。）に居住する相手方に対し、当該廃止に先立ち、賃貸借契約の解約を申し入れてきたが、相手方から本件住宅の明渡しがされないまま、令和五年三月一日をもって当該賃貸借契約が終了した。

このため、文京区は、相手方に対し、令和五年六月十六日を期限として本件住宅の明渡しを請求したが、相手方は、当該期限を過ぎた後もこれに応じていない。

四 請求の趣旨

- (一) 相手方に対し、本件住宅の明渡しを求めらる。
- (二) 相手方に対し、使用料及び共益費相当額損害金を支払うことを求めらる。
- (三) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- (四) 仮執行の宣言を求めらる。

五 訴訟遂行の方針

訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

(説明)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第十二号の規定により、本案を提出いたします。

